指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

松戸市勤労会館並びに松戸市常盤平市民センター、松戸市東部市民センター、松戸市五香市民センター、松戸市明市民センター、松戸市六実市民センター、松戸市大実市民センター、松戸市大社市民センター、松戸市二十世紀が丘市民センター及び松戸市八柱市民センター

2 指定管理者の候補者

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片 山 安 茂

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

提 案 理 由

松戸市勤労会館及び松戸市常盤平市民センターほか7か所の市民センターの 指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため。